

令和5年度指名停止業者一覧

指名停止対象業者及び状況説明書

番号	対 象 業 者	指 名 停 止 期 間	決 定 日	適 用 条 項	状 況
1	香川県高松市郷東町792番地8 株式会社フソウ 代表取締役社長執行役員 角 尚宣	令和5年9月29日から 令和5年10月28日まで (1か月)	R5.9.29	第2条第1項 別表第2の9 (その他の不正又は不誠実な行為)	当該業者の使用人らは、平成30年8月6日に行われた埼玉県三郷市発注の配水場機械設備更新等工事の一般競争入札において、同市水道部の主幹兼係長から、秘密事項である予定価格に近い金額を事前に入手して落札し、その謝礼として、飲食やゴルフ等7回にわたる約11万円相当の接待を行った。 なお、公訴時効(3年)が成立している。 このことは工事等の相手方として不相当であると認められるので指名停止を行うものである。
2	東京都千代田区内神田一丁目12番1号 アルフレッサ株式会社 代表取締役 福神 雄介	令和5年9月29日から 令和6年3月28日まで (6か月)	R5.9.29	第2条第1項 別表第2の4 (独占禁止法違反行為)及び第4条第2項第2号並びに第4条の3	当該業者は、独立行政法人国立病院機構が発注する医薬品の入札について、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたものとして、令和5年3月24日に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けている。 このことは工事等の相手方として不相当であると認められるので指名停止を行うものである。
3	福岡県福岡市中央区薬院三丁目2番23号KM Gビル 九電みらいエナジー株式会社 代表取締役 水町 豊	令和5年9月29日から 令和5年12月28日まで (3か月)	R5.9.29	第2条第1項 別表第2の4 (独占禁止法違反行為)及び第4条の3	当該業者は、中部、中国、九州及び関西電力管内に所在する大口顧客、相対顧客又は官公庁等に対して小売供給を行う電気について、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたものとして、令和5年3月30日に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けている。 このことは工事等の相手方として不相当であると認められるので指名停止を行うものである。

令和5年度指名停止業者一覧

指名停止対象業者及び状況説明書

番号	対 象 業 者	指 名 停 止 期 間	決 定 日	適 用 条 項	状 況
4	千葉県千葉市中央区浜野町1397番地 三陽メディア株式会社 代表取締役 亀井 茂	令和5年9月29日から 令和5年10月28日まで (1か月)	R5.9.29	第2条第1項 別表第2の9 (その他の不正又は不誠実な行為)	当該業者は、令和5年4月1日に君津市と契約締結していた「後期高齢者健康診査受診券等」の印刷契約において、手配ミスから納品が納期に間に合わない状態になり、それを把握していたにもかかわらず担当者が連絡を怠ったことにより、履行期限に納品がないことが判明するまで君津市側の状態の把握が遅れ、その後の業務に影響を及ぼしたものである。 このことは工事等の相手方として不相当であると認められるので指名停止を行うものである。
5	東京都新宿区西新宿二丁目6番1号 近畿日本ツーリスト株式会社 代表取締役 瓜生 修一	令和5年9月29日から 令和5年10月28日まで (1か月)	R5.9.29	第2条第1項 別表第2の9 (その他の不正又は不誠実な行為)	当該業者の使用人は、東大阪市等複数の地方自治体が発注した新型コロナウイルスワクチン接種のコールセンター業務において、オペレーターの人数を水増しするなどし、人件費や委託費をだまし取ったとして、令和5年6月15日及び同7月18日に詐欺容疑で大阪府警察本部に逮捕された。 このことは工事等の相手方として不相当であると認められるので指名停止を行うものである。
6	埼玉県所沢市くすのき台一丁目11番地の1 西武建設株式会社 代表取締役 佐藤 誠	令和5年9月29日から 令和5年10月28日まで (1か月)	R5.9.29	第2条第1項 別表第2の8 (建設業法違反行為)	当該業者は、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。また、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いた。 このことにより、国土交通省関東地方整備局から令和5年7月21日付けで、建設業法第28条第1項本文の規定に基づく指示処分及び同法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令を受けた。 このことは工事等の相手方として不相当であると認められるので指名停止を行うものである。

令和5年度指名停止業者一覧

指名停止対象業者及び状況説明書

番号	対 象 業 者	指 名 停 止 期 間	決 定 日	適 用 条 項	状 況
7	東京都豊島区长崎五丁目1番34号 西武造園株式会社 取締役社長 大嶋 聡	令和5年9月29日から 令和5年10月28日まで (1か月)	R5. 9. 29	第2条第1項 別表第2の8 (建設業法違反行為)	当該業者は、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。また、資格要件を満たさない者を監理技術者として工事現場に配置した。このことにより、国土交通省関東地方整備局から令和5年7月21日付けで、建設業法第28条第1項本文の規定に基づく指示処分及び同法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令を受けた。このことは工事等の相手方として不相当であると認められるので指名停止を行うものである。
8	兵庫県尼崎市金楽寺町二丁目2番33号 株式会社タクマ 代表取締役社長 南條 博昭	令和6年1月9日から 令和6年2月8日まで (1か月)	R6. 1. 9	第2条第1項 別表第2の9 (その他の不正又は不誠実な行為)	当該業者は、東京二十三区清掃一部事務組合より受託していた設備保守管理業務の一環として、令和3年11月7日、派遣会社からの派遣社員に、搬送用コンベアへの給油作業を行わせるに当たり、機械の運転を停止せずかつ危険防止の覆いを設置せずに、同作業を行わせ、同社員を負傷させた。このことにより、同社は、労働安全衛生法違反により、起訴（令和5年8月10日東京区検察庁）及び罰金刑の略式命令（同年8月29日東京簡易裁判所）を受けた。このことは工事等の相手方として不相当であると認められるので指名停止を行うものである。
9	東京都江東区潮見二丁目1番22号 株式会社久米設計 代表取締役社長 藤澤 進	令和6年1月9日から 令和6年7月8日まで (6か月)	R6. 1. 9	第2条第1項 別表第2の6 (競売入札妨害又は談合)	当該業者の九州支社長は、宮崎県串間市発注の消防庁舎新築の設計業務の入札を巡り、公契約関係競売入札妨害罪の疑いで令和5年11月16日に宮崎県警に逮捕された。このことは工事等の相手方として不相当であると認められるので指名停止を行うものである。

令和5年度指名停止業者一覧

指名停止対象業者及び状況説明書

番号	対 象 業 者	指 名 停 止 期 間	決 定 日	適 用 条 項	状 況
10	東京都千代田区平河町一丁目2番10号 ランドブレイン株式会社 代表取締役 吉武 祐一	令和6年1月9日から 令和6年7月8日まで (6か月) ※令和6年1月23日 指名停止解除	R6.1.9	第2条第1項 別表第2の6 (競売入札妨害又 は談合)	当該業者の使用人は、宮崎県串間市発注の消防庁舎新築の設計業務の入札を巡り、公契約関係競売入札妨害罪の疑いで令和5年11月16日に宮崎県警に逮捕された。 このことは工事等の相手方として不相当であると認められるので指名停止を行うものである。 ※解除理由 令和5年12月27日、同社の社員の当該容疑について、宮崎地方検察庁が不起訴処分としたため。
11	千葉県千葉市若葉区千城台東二丁目39番1号910号室 株式会社千葉エレク 代表取締役 越智 洋介	令和6年1月23日から 令和6年2月22日まで (1か月)	R6.1.23	第2条第1項 別表第2の9 (その他の不正又 は不誠実な行為)	当該業者の代表取締役は、千葉県住宅供給公社の職員と共謀し、令和元年12月から令和2年3月までの間、同社が同公社から受注した5工事を巡り、増幅器を設置したと装った虚偽の書類を提出し、同公社から現金計約130万円をだまし取ったとして、令和5年12月6日に千葉県警に詐欺の疑いで逮捕された。 このことは工事等の相手方として不相当であると認められるので指名停止を行うものである。
12	千葉県印西市原一丁目1番地5 竹内建設株式会社 代表取締役 竹内 義政	令和6年2月9日から 令和6年8月8日まで (6か月)	R6.2.9	第2条第1項 別表第2の2のイ (贈賄)	当該業者の元代表取締役は、その在任中に行った千葉県職員に対する贈賄の容疑で、令和6年1月10日に逮捕された。 このことは工事等の相手方として不相当であると認められるので指名停止を行うものである。

令和5年度指名停止業者一覧

指名停止対象業者及び状況説明書

番号	対 象 業 者	指 名 停 止 期 間	決 定 日	適 用 条 項	状 況
13	<p>愛知県名古屋市昭和区鶴舞2丁目19番10号</p> <p>株式会社麦島建設</p> <p>代表取締役 麦島 悦司</p>	<p>令和6年3月27日から 令和6年9月26日まで (6か月)</p>	R6. 3. 27	<p>第2条第1項 別表第2の6 (競売入札妨害又は談合)</p>	<p>当該業者の長野営業所長は、長野県木曾郡南木曾町の教育委員会が令和3年7月に行った、妻籠町並み交流センターの建設工事の指名競争入札をめぐり、同町の職員から最低制限価格を聞き取り落札し、公正な入札を妨害したとして、令和5年11月9日、公契約関係競売入札妨害罪で木曾福島簡易裁判所に略式起訴され、同年11月14日に罰金50万円の略式命令を受けた。</p> <p>このことは工事等の相手方として不相当であると認められるので指名停止を行うものである。</p>